

申1号第11回定期総会発言等に基づく申し入れ②

6月7日団体交渉実施！

【組合】5. マイチャレンジやMover's等の委員会活動や企画業務等を行う場合は、管理者が組合員・社員の時間外労働や超過勤務の実績把握を行い、適正に指導すること。また、休憩時間や休日に行う際には、労働時間管理を厳正にすること。

■個人の判断での明け番や休憩時間を使っての過度な労働・不払い労働につながる懸念があることを訴えました。

【会社回答】就業規則に則り対応している。

■その他「、管理者とのコミュニケーションを密にしてほしい」との見解も示されました。

【組合】6. 「命を守るため」にJR本体の訓練施設や現場設備を使用して、運行関連の教育・訓練を行い、十分な技術継承や安全意識の向上に取り組むこと。

■本体との合同訓練が実施されても要員の関係で参加できない例もある。
■明け番での参加となるケースも多く、社員の負担になっている現状を訴えました。

【会社回答】今後も引き続き必要な教育訓練は実施していく考えである。

【組合】7. 女性社員の活躍する場の拡大に向けて、安全・安心して利用できる設備を各駅に整備すること。

■現在も女性設備がなく、女性社員の勤務箇所が制限されている現実や、一方で男性社員が主勤務地外勤務に多く就くことになるなど勤務箇所に偏りがあるといった現実を訴えました。

【会社回答】必要な設備の整備については、関係支社等に要請している。

■女性社員の採用は今後も増えていく。

【組合】8. 各駅における寝室や休養室等の清掃時間については、労働時間として取り扱うこと。

■寝室・休憩室の清掃を気が付いた社員が、自分の時間で行っている現状を伝え、作業ダイヤに組み込むよう訴えました。

【会社回答】

必要な業務は会社が指示している。

■「清掃」として作業ダイヤとして組み込まれている駅と違う駅があるのは事実である。作業ダイヤに組み込まれていても「清掃」となっており、個別・具体的に清掃箇所を指定しているわけではない。現状、全ての駅の作業ダイヤを変更することは難しい。

みんなで声を上げて、働きやすい職場環境を実現しよう！

ステーションサービス協議会に対する質問
や意見などはこちらまで



[JR 東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)